

土 政 第 283 号  
令和元年 8 月 5 日

山形県屋外広告美術協同組合  
山形県塗装工業組合  
一般社団法人 山形県測量設計業協会  
一般社団法人 山形県建築士会  
一般社団法人 山形県建設業協会  
山形県広告業協会  
東北地区屋外広告美術協同組合連合会  
一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会  
山形県電気工事工業組合  
一般社団法人 山形県建築士事務所協会

御中

山形県県土整備部県土利用政策課長

### 令和元年度山形県・山形市屋外広告物講習会の開催について

屋外広告物行政につきましては日頃から御協力をいただき、厚くお礼申しあげます。  
このたび、屋外広告物の設置等につきまして必要な知識を習得していただくため、令和元年度の講習会を下記のとおり開催いたします。当講習会の修了者は屋外広告業者登録に必要な業務主任者に認定されます。また、山形県屋外広告物条例等が一部改正され、屋外広告物の点検が義務化されました（平成 30 年 10 月 1 日施行）。点検は有資格者が行う必要があり、下記の有資格者はこの講習会を受講することにより、点検を行う資格を得ることができます。

つきましては、貴会所属の会員の方へ別添開催要項について、周知くださるよう御配慮をお願いします。

御多忙のところと存じますが、御協力のほどよろしくをお願いします。

### 記

- 1 講習開催日 令和元年 11 月 7 日(木)～8 日(金) (2 日間)
- 2 開催場所 一般社団法人山形県測量設計業協会 2 階  
(山形市あさひ町 23 番 69 号)
- 3 開催の詳細 別添「開催要項」のとおり

＜当該講習会を受講することにより点検を行う資格を得ることができる者＞  
一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士、  
特殊電気工事資格者

担当：県土整備部県土利用政策課  
景観・地域づくり担当 梶原  
Tel. 023-630-2660  
Fax. 023-630-2582  
E-mail : kajiwaraji@pref.yamagata.jp

# 令和元年度 山形県・山形市屋外広告物講習会 開催要項

## 1 開催目的

屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得していただくため、講習会を開催するもの（山形県屋外広告物条例第22条）。

また、講習会修了者には屋外広告業登録に必要な業務主任者の資格を取得することができる（山形県屋外広告物条例第23条）。併せて、山形県屋外広告物条例施行規則第11条の2に規定する資格を有する者は、点検を行う資格を取得することができる（山形県屋外広告物条例第12条の2第1項、山形市屋外広告物条例第37条第1項）。

なお、平成31年4月1日から、山形市が中核市に移行し、権限委譲となったため、今年度から山形市と共同で講習会を開催する。

## 2 開催日時

令和元年11月7日（木）～8日（金）（2日間）

1日目：午前10時45分から午後4時30分まで

2日目：午前10時00分から午後4時20分まで

## 3 会場

一般社団法人山形県測量設計業協会 2階会議室  
（山形市あさひ町23番69号）

## 4 講習内容

月 日	時 間	内 容
11月7日 （木）	10:45～11:00	開講式
	11:00～12:00	屋外広告物に関する法令について（法、条例の概要）
	13:00～13:50	都市計画法について
	14:00～14:50	建築基準法について
	15:00～16:30	広告物の施工に関する事項について
11月8日 （金）	10:00～10:30	景観法について
	10:30～11:20	道路法について
	11:20～12:00	山形県・山形市屋外広告物条例について（許可、業登録）
	13:00～14:50	広告物の表示方法に関する事項について
	15:00～16:00	屋外広告物の安全管理について
	16:05～16:20	閉講式（修了証書授与）

5 受講手数料 4,000円（山形県屋外広告物条例第22条第3項）

6 申込期限 令和元年10月16日（水）

## 7 事務局及び申込先

山形県県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当